

令和7年度 太田市公共施設照明LED化事業 公募型プロポーザル

質疑回答書

※以下の質疑に対して回答した内容は実施要領と一体のものとして同等の効力を有します。

太田市 企画部 行革推進課

令和7年7月

No.	資料	項目	質問	回答
1	実施要領 P.1	2 事業概要 (3)照明器具の種類及び数量	応募資格要件を認められた応募者に様式1「既設照明・提案照明一覧表」が送付されると記載がございますが、受領後、それらに対する質問は受け付けて頂けるのでしょうか。	様式1及び参考図面に関する質問は受け付けません。提示資料の範囲内でご提案ください。なお、提示資料と現地調査結果に差異が生じた場合は、別途協議とします。
2	実施要領 P.1	2 事業概要 (4)契約方式	固定資産税は課税されないものとするがありますが、賃貸借期間満了後に無償譲渡となることから償却資産税も本事業に含まないという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P.2	2 事業概要 (7)履行機関	Aグループにおいて、令和8年9月30日までに設置、検査及び調整等が完了した施設の賃貸借期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日になるとの理解ですが、仮に令和9年3月31日までに設置した施設がある場合の賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの120カ月との理解でよろしいですか。	ご質問のAグループの場合、令和8年10月1日以降に設置が完了した施設の賃貸借期間は、設置が完了した月の翌月の1日から120カ月となります。
4	実施要領 P.2	2 事業概要 (7)履行機関	各グループの賃貸借開始日の前日までに設置等が完了しなかった施設の賃貸借期間については、設置等完了した施設の翌月1日から順次10年間の賃貸借を開始するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 P.2	2 事業概要 (7)履行機関	「本市にとって、効率的かつ効果的であると認められる場合は、異なるグループでの提案も可とする。」と記載がありますが、異なるグループとは対象施設 Aグループ、Bグループを指しているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 P.2	3 スケジュール	仮契約・本契約前に優先交渉権者による現地調査を行います。議会承認が得られない等を理由に本契約に至らなかった場合、それまでの発生費用は発注者負担という認識でよろしいですか。	実施要領 別紙4「予想されるリスクと責任分担」に記載のとおりです。
7	実施要領 P.7	9 企画提案書等の作成及び提出方法 (3)作成要領	企画提案書はA3サイズ片面10枚以内(任意様式)と記載がありますが、たて書き、よこ書きどちらでもよいという認識でよろしいでしょうか。	特に指定はありませんが、選定委員が分かりやすい構成としてください。
8	実施要領 P.11	13 契約の締結 (2)現地調査・詳細設計	詳細設計について、どのような資料が必要でしょうか。 「実施要領8(6)参考図面の交付」により入手した平面図に器具配置をプロットした資料を想定しております。平面図を含め全てCAD化した詳細設計が必要な場合は、元となるデータのご提供をお願いします。	照明器具リスト、器具配置図のほか、企画提案時の現地調査、詳細設計の実施方針に基づく資料を提出してください。その際、器具リストと配置図が突合可能となるよう作成してください。なお、応募資格要件を満たす事業者については、本市の既存平面図(CADデータ)を交付いたします。ただし、既存平面図のデータが存在しない施設については、簡易的な平面図で構いませんので、事業者により作成してください。
9	実施要領 P.11	13 契約の締結 (3)契約の締結	入札保証金及び契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	項目	質問	回答
10	別紙2 仕様書 P.3	6 LED照明器具仕様 (2)防災照明器具	防災照明器具（非常灯・誘導灯）の法令で定める定期点検は、公共施設の占有者である施設側（発注者）で行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	別紙2 仕様書 P.3	7 施工仕様 (3)施工共通	リース役割、施工役割等役割分担をし、グループで参加しますので、リース会社は建設業法の建設業許可は、必要ないという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	別紙2 仕様書 P.3	7 施工仕様 (3)施工共通	工事の際の現場事務所は必ず設置しなければならないのでしょうか。工事期間が各施設で限定的ではと考えます。それぞれで設置した場合経費が余計に掛かるものと思いますが、設置義務はありますでしょうか。	必須要件ではありません。
13	別紙2 仕様書 P.3	7 施工仕様 (3)施工共通	工事で発生します発生材の処分について、施設の敷地内に産廃ボックスは設置できますでしょうか。	敷地内にスペースが確保できる場合において、設置可能です。詳細は施設管理者と協議のうえ、決定するものとします。
14	別紙2 仕様書 P.3	7 施工仕様 (3)施工共通	材料検査は全施設まとめて行うものでしょうか。各施設で分けて行うものでしょうか。	施設ごとに行うものとします。
15	別紙2 仕様書 P.4	7 施工仕様 (3)施工共通	アスベストの含有に関する取扱いが規定されてますが、現時点で受注者の負担とする場合は正確な積算が困難です。アスベストの取り扱いが貴市に報告するのみとし、除去にかかる費用については別途協議という整理で宜しいですか。	調査の結果、吹付けアスベストの対策が生じた場合は、協議対象とします。
16	別紙2 仕様書 P.7	13 その他特記事項	動産総合保険について、適切な動産総合保険（新価特約）に加入することと記載がございますが、屋内設置、屋外設置ともに新価特約付き動産総合保険に加入するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	別紙3 評価基準	評価基準	実績・経験の評価項目について、リース役割と施工役割に2つの項目がありますが、配点の割り振りは、5点と5点でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
18	別紙3 評価基準	評価基準	事業・経験について施工役割の受注実績を評価の視点に挙げられております。受注実績は金額が多い方が点数が高くなりますか。もしくは件数が多い方が点数が高くなりますか。	総合的に判断します。なお、件数が多い場合は、様式に記載のとおり、受注金額が大きい実績を優先して記載ください。

No.	資料	項目	質問	回答
19	別紙3 評価基準	評価基準	事業・経験について施工役割の受注実績を評価の視点に挙げられております。 5.応募資格において、本公募における施工役割を担う事業者を整理すると該当事業者は35社ありますが、地方公共団体の施設について複数の施設を並行して施工した経験がある電気工事店は著しく限定されます。 評価の視点ではなくどのように評価するのか具体的にお示し下さい。	本事業では、多数の施設を限られた期間内にLED化していただく必要があります。したがって、施工役割を単独の事業者で構成する場合、複数施設の工事を並行して管理し、安全かつ適切に履行した実績があるかを確認させていただくものです。実績がある場合は様式6及び企画提案書に記載ください。 なお、施工役割を複数事業者で構成する場合は、事業者総体で評価するものとします。
20	別紙3 評価基準	評価基準	事業・経験について施工役割の受注実績を評価の視点に挙げられております。 5.応募資格において、本公募における施工役割を担う事業者を整理すると該当事業者は35社ありますが、施工役割におけるLED化工事において評価の視点を全て満たす事業者を調べたところ1社しかございません。 実績・経験の項目10点の配分について具体的にお示し下さい。	本項目はLED化工事に限定するものではなく、5.応募資格に記載の公共施設に係る電気設備工事全般を対象とします。 配点については、No.17に記載のとおりです。
21	別紙3 評価基準	評価基準	市内事業者活用についての配点計算方法ですが、市内事業者への発注額÷事業費総額という考えでよろしいですか。	市が負担する事業費総額のうち、市内事業者への発注額の割合を評価の対象とします。 また、発注金額以外に市内事業者を活用する具体的な提案がある場合は、積極的に企画提案書に記載ください。